

令和3年ニセコ町告示第5号

ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例素案の縦覧

下記の条例を制定したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき、公表し意見を求める。

令和3年1月20日

ニセコ町長 片山 健也

記

1 制定する条例名

ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例

2 条例の素案

別紙のとおり

3 制定の理由

近年、地球温暖化が急速に進行し、深刻な気象災害が国内外で発生するなど、地球規模で環境の危機が進行しており、気候変動の大きな要因である温室効果ガスの排出量を大幅に削減することが、世界的な潮流として求められている。その手段のひとつとして、再生可能エネルギーへの関心が高まっており、日本においても、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギー設備の建設が全国的に加速しているが、それに伴い、用地確保のための森林伐採、急傾斜地への設置による危険性、景観阻害、廃止施設放置などの問題が各地で発生し、地元住民と事業者の間でトラブルになる事例も生じている。

本町では、「第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプラン」(2019年3月策定)に基づき、温室効果ガスの排出削減とエネルギーの地消地産を通じて地域経済の活性化を図るため、町内で再生可能エネルギー事業を行おうとする者に対し、町への届出や住民説明会の開催などの手続きを義務付け、環境への配慮と地域との共生を求めるとともに、地域に有益な再生可能エネルギー事業の認定や支援を行うことにより、再生可能エネルギーの適切な利用を促進するため、本条例を制定する。

4 条例の施行期日

令和4年4月1日

5 公表の期間等

(1) 縦覧の期間等

期間：令和3年1月20日(水)から令和3年2月10日(水)まで

場所：ニセコ町役場企画環境課及びホームページ

- (2) 意見の受付期間等 期間：令和3年1月20日（水）から令和3年2月10日（水）まで
場所：ニセコ町役場企画環境課
- (3) 意見の提出方法 持参又は郵送 〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見47番地
ニセコ町企画環境課（※郵便の場合、当日消印有効）
F A X 0136-44-3500
電子メール kankyo-e@town.niseko.lg.jp

6 提出された意見項目の公表等

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和3年2月15日（月）を目途にニセコ町役場企画環境課及びニセコ町ホームページにおいて公表する。

7 本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町企画環境課

担当：参事 柏木 邦子 不在時：環境モデル都市推進係長 佐々木 潤

電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500 電子メール：kankyo-e@town.niseko.lg.jp

執務時間：8時30分～17時15分（昼休みはありません）